



## 秋の交通安全町民総ぐるみ運動

◆問い合わせ

危機管理課

☎ 46-11376

◆運動の重点目標

- ・22年秋の交通安全町民総ぐるみ運動」が実施されます。今回は「高齢者の交通事故防止」を中心に、次のことについて広く呼びかけを行いますので、町民皆さんのご協力をお願いします。
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ※後部座席のシートベルト着用の徹底（南三陸町独自）
- ・飲酒運転の根絶

## 医療費助成受給者証 更新のお知らせ

乳幼児医療費助成受給者証、母子・父子家庭医療費受給者証、心身障害者医療費受給者証の更新の申請受付を次の日程で行います。対象となる方には通知しますので、忘れずに手続きをしてください。



志津川地区

◆日時 9月27日(月) 午前9時～午後4時

◆場所 志津川保健センター

| 戸倉地区 | ◆日時                        | ◆場所          |
|------|----------------------------|--------------|
| 入谷地区 | ◆日時 9月28日(火) 午前9時30分～午後4時  | ◆場所 歌津保健センター |
| 戸倉地区 | ◆日時 9月29日(水) 午後1時30分～3時30分 | ◆場所 戸倉公民館    |

## 「家屋全棟調査」予定地区のお知らせ

8月の調査実施地区及び9月から10月の調査予定地区は次のとあります。なお、調査の際には、敷地内に立ち入らせていただくことになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

8月の調査地区及び9～10月の調査予定地区（調査地区は目安とお考えください。）

| 区分  | 8月調査                       | 9月調査                    | 10月調査           |
|-----|----------------------------|-------------------------|-----------------|
| 第1班 | 田子沢・瀬保の口・館の下・広畑・日向・切曾木・戸倉  | 戸倉・波伝谷・原・長清水            | 長清水・太田          |
| 第2班 | 大畑・転石・干谷・脇の沢・宇津野・小浜・西入・水戸辺 | 水戸辺・上沢前・中芝              | 若宮・近東・滝浜・小細谷・下道 |
| 第3班 | 雷前・長須賀・沖田・小涼・門内・綱木沢        | 綱木沢・向山・底土・坂本・合羽沢・津の宮・藤浜 | 藤浜・寺浜           |

## 9月は 廃棄物不法投棄防止強化月間です！

町では、県と協力し、不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施していますが、残念ながら不法投棄はなかなか後を絶たないのが現状です。

不法投棄は「しない・させない・許さない」という強い意識を持ち、不法投棄を根絶しましょう。

不法投棄を見かけたら

産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄は、近年悪質・巧妙化しており、人目につきにくい場所や時間帯が狙われています。不法投棄された廃棄物を見かけたときは「警察または環境対策課」へご連絡ください。また、不法投棄をしている現場を発見した際は、車のナンバー、車種、特徴などを通報願います。

## ごみの減量と分別について

9月18日(土)から9月24日(金)までの間、気仙沼市クリーンヒルセンターの焼却炉2基が工事のため停止されることに伴い、南三陸町から搬入する可燃ごみが搬入制限を受けることになりました。クリーンセンターでストックしておく場所も限られていますので、ごみの減量と分別の徹底についてご協力をお願いします。

### 家庭ごみの収集は通常どおり行いますが、次の点にご協力ください

- ・生ごみは十分に水切りをして出してください。
- ・資源になるもの（紙類や白トレーなど）は分別をして資源ごみの日に出しますようにしてください。
- ・カップラーメンの容器や卵のパックなどは、小さく切るか押しつぶしてから燃えるごみとして出してください。



問い合わせ 環境対策課 環境対策係 ☎ 46-5528  
歌津総合支所 町民福祉課 ☎ 36-3923

申請書の提出はお済みですか？

## 選挙人名簿登載申請 海区漁業調整委員会委員

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登載については、毎年9月1日を基準に選挙管理委員会へ申請書を提出することになっていますので、選挙権を有する場合は、忘れないで申請してください。

※申請書用紙等は、一昨年・昨年に登録者のあつた行政区については、すでに行政区長配布を通じて、その行政区内の全世帯へ配布しています。  
※主として、選挙権を有する方は、南三陸町内に住所または事業場を有し、年に90日以上漁船を使用する漁業を営む方または漁船を使用して行う水産植物の採捕・養殖に従事する方（法人を含む）です。

申請書等が配布されないお宅で、選挙権を有するという場合は、至急、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。  
また、申請書等が配布されたお宅であっても、世帯員の全員が選挙権を有さない（漁業を営んでいない・漁業に従事していないなど）場合は、申請書の提出は必要ありませんので、ご注意ください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎ 46-1370